

中運総安第31号の3
令和4年3月24日

関係団体各位

中部運輸局長
(公印省略)

融雪出水期における防災態勢の強化について

平素は、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、本格的な融雪出水期を迎えるにあたり、国土交通事務次官から別添のとおり通知がありました。

貴団体におかれましては、日頃から防災対策には尽力いただいているものと存じますが、今般の通知を踏まえ、融雪出水期における防災態勢の強化について、貴傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

		関係団体名
本局	1	一般社団法人 日本ホテル協会 中部支部
	2	一般社団法人 日本ホテル協会 神静山梨支部
	3	一般社団法人 日本旅館協会 中部支部連合会
	4	一般社団法人 日本旅行業協会 中部支部
	5	中部地方通運業連盟
	6	中部通運業連合会
	7	一般社団法人全国個人タクシー協会 中部支部
	8	中部霊柩自動車協会
	9	公益社団法人 中部海事広報協会
	10	東海北陸旅客船協会
	11	中部沿海海運組合
	12	東海内航海運組合
	13	静岡県内航海運組合
	14	全国内航タンカー海運組合 東海支部
	15	東海港運協会
	16	日本海地区港運協会
	17	中部倉庫協会連合会
	18	東海冷蔵倉庫協議会
	19	北陸冷蔵倉庫協議会
	20	一般社団法人 東海小型船舶工業会
	21	中部船用工業会
愛知	22	一般社団法人 愛知県自動車会議所
	23	公益社団法人 愛知県バス協会
	24	愛知県タクシー協会
	25	名古屋タクシー協会
	26	一般社団法人 愛知県トラック協会
	27	一般社団法人 愛知県自動車整備振興会
	28	一般社団法人 愛知県自家用自動車協会
	29	愛知県自動車販売店協会
	30	愛知県軽自動車協会
	31	愛知県自動車部品販売協会
	32	一般社団法人 日本自動車連盟愛知支部
	33	一般社団法人 愛知県レンタカー協会
	34	中部自動車リース協会
	35	一般財団法人 日本自動車査定協会愛知県支所
	36	愛知県中古自動車販売協会
	37	愛知県自動車車体整備協同組合
	38	愛知県輸入自動車販売店協会
	静岡	39
40		静岡県倉庫協会
41		一般社団法人 静岡県バス協会
42		静岡県タクシー協会
43		一般社団法人 静岡県トラック協会
44		静岡県レンタカー協会
45		静岡県個人タクシー連合会
46		静岡県自動車販売店協会
47		一般社団法人 静岡県自動車整備振興会
48		静岡県軽自動車協会

		関係団体名
岐阜	49	一般社団法人岐阜県自動車会議所
	50	公益社団法人岐阜県バス協会
	51	岐阜県タクシー協会
	52	一般社団法人岐阜県トラック協会
	53	一般社団法人岐阜県自動車整備振興会
	54	一般社団法人岐阜県自家用自動車協会
	55	岐阜県自動車整備商工組合
	56	岐阜県自動車電装品整備商工組合
	57	岐阜県レンタカー協会
	58	岐阜県中古自動車販売協会
	59	岐阜県自動車車体整備協同組合
三重	60	岐阜県自動車販売店協会
	61	岐阜県軽自動車協会
	62	一般社団法人三重県自動車会議所
	63	公益社団法人三重県バス協会
	64	一般社団法人三重県タクシー協会
	65	一般社団法人三重県トラック協会
	66	一般社団法人三重県自家用自動車協会
	67	一般社団法人三重県自動車整備振興会
	68	一般社団法人北勢自動車協会
	69	三重県自動車販売協会
	70	三重県軽自動車協会
	71	三重県中古自動車販売協会
福井	72	三重県レンタカー協会
	73	一般社団法人福井県自動車会議所
	74	一般社団法人福井県自動車整備振興会
	75	公益社団法人福井県バス協会
	76	一般社団法人福井県タクシー協会
	77	一般社団法人福井県トラック協会
	78	福井県自動車販売店協会
	79	一般社団法人福井県自家用自動車協会
	80	福井県軽自動車協会
	81	福井県中古自動車販売協会
	82	福井県自動車車体整備業協同組合
	83	福井県レンタカー協会
	84	福井県冷蔵倉庫協会
	85	福井県倉庫協会

国官運安第263号
国水防第531号
令和4年3月14日

中部運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴職におかれては、融雪出水期における防災対策については日頃から尽力されているところであるが、今般、「融雪出水期における防災態勢の強化について」（令和4年3月9日付 中防災第12号）（以下「中央防災会議会長通知」という。）が中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知されたところである。

本格的な融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、中央防災会議会長通知及び下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

また、これらの施策の実施に当たっては、高齢者等の要配慮者やこれら関連施設に十分配慮されたい。

併せて、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と連携し、減災・防災に係る取組を積極的に進めるとともに、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を徹底されるよう指導されたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じられたい。



記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。平年よりも積雪が多かった地域をはじめとして、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達するとともに、国民目線でわかりやすい情報発信により、注意喚起すること。特に、河川の氾濫のおそれのある場合は、必要に応じて、直接、市町村長に対する情報提供に努めること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

なお、ダムの運用については、現状の水利用や今後のかんがい期の水需要の増加等にも留意して、関係利水者と貯水状況等の情報を共有しながらきめ細かな対応に努めること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等について助言を求めるとされており、この場合においては、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

その際、河川事務所等及び関係機関により作成されている水害対応タイムラインを活用するなど、実効性の確保に努めること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

平年よりも積雪が多かった地域をはじめとして、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等について、改めて関係機関と適切に共有すること。また、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施するとともに、河川、道路等所管施設や関連施設の管理の強化に努めること。

なお、河川等で工事を実施する場合においては、洪水の流下に影響を及ぼすおそれのあるものや工事従事者の安全確保等について十分に留意すること。

4. 再度災害の防止及び防災体制の充実

気象・防災情報の収集・伝達及び所管施設や関連施設（要配慮者利用施設を含む）の管理者・関連事業者等の間の情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制の整備の推進についても留意し、再度災害の防止及び防災体制の充実について遺漏のないよう措置すること。

と。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

また、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報や対応状況を速やかに関係機関で共有するとともに、都道府県、市町村及び関係団体等とも連携して対応すること。併せて、国民への適時的確な情報発信に努めること。

さらに、災害の発生に備え、都道府県等の関係機関、水防団、建設業者及び住民との連携、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）・災害対策用資機材等による迅速かつ的確な支援ができるよう、あらかじめ体制を整備すること。災害が発生した場合には、被災自治体が一日も早く復旧できるよう、迅速な被災状況把握の支援、復旧事業に関する技術的支援を行うこと。

6. 関係機関による連携体制の確保

平成27年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」を再構築する取組として、各地域において、水防法に基づく国、都道府県、市町村等からなる大規模氾濫減災協議会を設置し、減災・防災対策の取組が進められている。上記1から5の取組を進めるにあたり、協議会の枠組みを十分活用し、関係機関連携のもと融雪出水に対する減災・防災対策に万全を期すこと。

また、当該協議会が設置されていない地域においても、関係機関による事前の情報共有と連絡体制確保のもと、関係機関で十分連携して取組を進めること。

7. 当面続く降積雪期に関する改めての留意事項

今後もしばらく降積雪期が続くことから、雪下ろし等除雪作業や屋根からの落雪に伴う事故の防止に向けて、改めて関係機関と連携しつつ住民に対し安全対策の徹底についての普及啓発・注意喚起の取組を促進すること。

その際、国土交通省及び内閣府（防災担当）のウェブサイト、「雪下ろし安全10箇条」等除雪作業中の事故防止対策のための啓発資料を掲載しているため、必要に応じ活用すること。

[国土交通省ウェブサイト]

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000139.html

[内閣府（防災担当）ウェブサイト]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>



中 防 災 第 1 2 号
令 和 4 年 3 月 9 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
岸 田 文 雄

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところであり、感謝を申し上げます。

今冬も昨冬と同等、ところによっては昨冬を超える記録的な降雪量を観測した地域がある中、除雪作業中の事故等により、昨冬は下回るものの多くの人的被害が発生している。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって通知したところであるが、今後もしばらく降積雪期が続くことから、除雪作業中の事故防止のため、改めて注意喚起の取組を進めるなど、引き続き警戒体制を確保し、人命を第一とした対策を推進していただきたい。

また、今後、融雪出水期を迎えるところ、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫、土砂災害等の発生が懸念されることから、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図らねばならない。その際、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成31年1月（令和3年11月改訂）発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いしたい。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講ずること。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

雪崩危険箇所はもとより、雪崩危険箇所とされていない箇所においても、多

量の積雪があった場合は、雪崩の危険が高くなることから、積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難情報等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせ住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関との緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすることを、地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、安全確保に十分留意しつつ重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提

供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

6. 当面続く降積雪期に関する改めでの留意事項

昨冬は、除雪作業中の事故等により、多くの人的被害が発生した。今後もしばらく降積雪期が続くことから、改めて「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付け中防災第39号）の要請内容に留意すること。特に、雪下ろし等除雪に係る事故防止に向け、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止、速やかな排雪、歩行型ロータリ除雪機による事故の防止等の留意点について普及啓発・注意喚起の取組を促進すること。

以上